

北斗市通学路交通安全対策プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の基本方針～

平成27年7月

(平成28年7月改定)

北斗市通学路安全対策推進会議

1.プログラムの目的

平成24年4月以降、全国各地で登下校中の児童等の列に自動車が突入し、死傷者が多数発生するといった痛ましい事故が相次いで発生しました。これを受け、平成24年5月に国土交通省、文部科学省、警察庁の3省庁連名で、通学路の緊急合同点検の実施及び安全な通学路の確保に向けた取り組みを行うよう通達がありました。この通達に沿って北斗市におきましても平成24年8月、北斗市教育委員会が主体となり『通学路緊急合同点検』を実施したところです。

本点検では、関係機関と連携して市内小学校の通学路の現状確認を行うとともに危険箇所の対策を検討したところです。

これまでに実施した通学路安全点検を一過性のものとせず、今後も継続的に取り組むため、『北斗市通学路交通安全対策プログラム』を策定しました。このプログラムは、通学路に関係する機関、部署、団体の連携体制を構築し、計画的、継続的に通学路の安全対策を図ることを目的としたものです。今後、このプログラムに基づき、『事故のない安全で安心な通学路の確保』を目指してまいります。

プログラム作成の主旨

1. 継続的に通学路安全対策を実施し、児童・生徒の安全を確保します。
2. 地域、保護者、行政機関が連携し、北斗市全体での安全対策を推進します。
3. 対策実施後も、実施効果について検証し交通安全対策の向上に努めます。

2.北斗市通学路安全対策推進会議の設置

通学路については、実際に通学路を利用する児童・生徒への安全教育、交通規制の実施、道路施設の設置・管理等、安全対策の内容が多岐にわたるため、関係者各々が独自に対策を行うだけでは期待された効果が十分に発現できないことがあります。

そのような現状を踏まえ、今後は各関係機関が連携を強化することを目的とし、以下の機関、団体による「北斗市通学路安全対策推進会議」を設置し、効果的な安全対策の実現を図ります。

【推進会議構成メンバー】

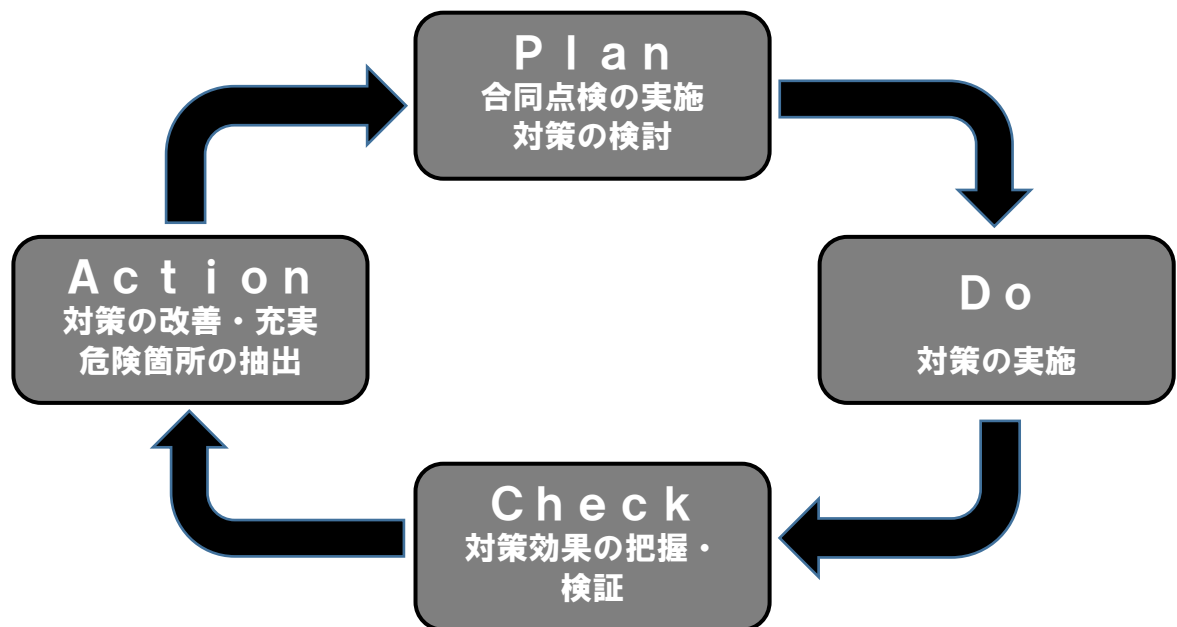
- ・国土交通省北海道開発局函館建設部
- ・北海道渡島総合振興局函館建設管理部
- ・北海道警察函館方面本部
- ・函館中央警察署
- ・道南いさりび鉄道株式会社
- ・北斗市町会連合会
- ・北斗市校長会
- ・北斗市教頭会
- ・北斗市PTA連合会
- ・北斗市教育委員会
- ・北斗市建設部土木課
- ・北斗市総務部総務課

3.基本方針

北斗市では、平成24年度に教育委員会、学校関係者、交通管理者、道路管理者等による通学路の緊急合同点検を実施しましたが、今後通学する児童生徒数の変遷等により通学路の変更が生じることや、交通状況の変化、道路施設の老朽化等による危険箇所の発生などが考えられることから、合同点検を継続的に実施し、通学路の安全対策を行うことで通学児童・生徒の安全確保を図ります。

安全対策実施後については効果の検証を行い、効率的、効果的な対策手法の確立とともに、更なる安全対策の向上を図ってまいります。

【 通学路安全確保のためのP D C Aサイクル 】



【 年間スケジュール 】

4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
通学路の設定		第1回推進会議 (事業日程の調整)	合同点検の実施			第2回推進会議 (対策案の検討)		対策一覧表・ 箇所図の公表			
危険箇所の抽出				対策案の作成			対策の実施 ※次年度以降の対応となる場合有				

4.通学路安全対策への取組

(1) 危険箇所の抽出

4月以降、新たに設定された通学路も含め、全ての通学路について小・中学校教職員、PTA役員、保護者等を含めた『学校関係者』により通学路の調査を実施して、調査結果を教育委員会へ報告し、危険箇所の抽出及び、危険度、緊急度について分類案を作成し、通学路安全推進会議に諮ります。

なお、調査時に危険度・緊急度が特に高いと判断された危険箇所については、推進会議への調査結果の提出を待つことなく、関係管理者に危険箇所を報告します。報告を受けた各管理者は、個別に調整、実施を検討します。

《関係機関・団体の役割》

(学校関係者)

- ・校区内の通学路を点検し、通学路の危険箇所を抽出
- ・児童・生徒等『こども目線』での危険箇所の間取り
- ・警察、道路管理者への点検要請

(交通管理者)

- ・学校関係者からの要請により、交通管理者の見地から通学路の危険性を抽出

(道路管理者)

- ・学校関係者からの要請により、道路管理者の見地から通学路の危険性を抽出

(2) 通学路安全対策推進会議

各小・中学校から報告された危険箇所は、教育委員会が取りまとめ、通学路安全対策推進会議において合同点検を実施する箇所を設定します。

また、合同点検及び対策案を同会議にて精査・調整することにより効果的な通学路の安全対策の実施を目指します。

推進会議では主に以下の点について協議、調整を行います。

- 各学校から提出された危険箇所の危険・緊急度についての精査
- 合同点検の参加者（推進会議構成メンバー以外も）、日程の調整
- その他、推進会議構成メンバーで協議・調整が必要な事項
- 合同点検実施後、各関係機関により立案された対策案の精査及び調整
- 対策実施に向けた関係部署の連携確認

(3) 合同点検の実施

教育委員会、学校関係者（教職員、PTA役員、保護者）、道路管理者、警察、町内会等が参加して推進会議で設定された箇所の合同点検を実施します。

合同点検時には、必要と認められるときは、実際に利用する児童・生徒及び保護者にも参加をお願いし、対策立案に向けたご意見を頂くなど、通学路危険箇所の解消に地域、関係機関が一体となって取り組んでまいります。

(4) 対策案の検討

合同点検の結果を踏まえ、対策が必要と確認された箇所ごとの具体的な対策案を関係機関により検討いたします。また、対策案については、後日開催する推進会議にて関係機関での調整を行い、より効果的な対策の実施を目指します。

(5) 対策の実施

安全対策のうち、短期的に実施が可能なものについては緊急性や重大な事故が予見される箇所から優先的に実施します。また、中長期的な対応が必要なもの（歩道の新設・拡幅、交差点改良、信号設置等）についても整備に向けた計画を進め、実施に向け取り組みます。

(6) 対策効果の検証

実施した対策について、実際に期待した効果が上がっているのか、児童・生徒が安全になったと感じているのかどうか等、学校へのアンケートを実施するなどして、通学路の安全性についての効果を検証します。

(7) 対策案の改善・充実

対策実施後も、合同点検や対策効果の検証を踏まえて、対策内容の改善・充実を図り、より効果的な対策を講じるよう努めます。

5. 箇所図、箇所一覧表の公表

危険箇所の位置や対策内容については、関係者間の認識を共有することに加え、『通学路の安全』に対する市民の認識を深め、ドライバー等への注意喚起を促すことを目的に、対策内容が確定した段階で『通学路安全対策一覧表』及び『通学路安全対策箇所図』を北斗市ホームページにて公表します。